

# 学としての社会政策、労働経済、労使関係

—その内的連関と独自領域—

小野恒雄

まえがき

社会科学の発展は、「時代の産物」という制約をうけつつも、その専門分化によって、これを「より一般化」するという自己展開的「知的苦斗」の歴史である<sup>1)</sup>。そして、社会科学が究極的に人類社会の幸福の追及にある以上、その専門分化（分科）は総合化ないし学際化を前提としたものである。このことは、社会科学の発展は、一方で帰納・演繹という方法論上の論理実証主義による精致化と、他面で、その方向性なり価値基準を問う哲学的反省とのバランスの上に支えられているといつてよい。つまり、専門分化と学際性、論理実証主義と哲学的反省という知的操作は、社会科学の発展にとって不可欠の二面性なのである。このことは、「没価値性」ないし「価値中立性」とは何ら矛盾することのない社会（経験）科学の本質的属性である「問題意識」そのものなのである。

本稿は、資本主義経済社会の成立・維持・発展とともに変容する「労働問題」を分析対象とする「学としての」社会政策、労働経済それに労使関係の内的連関と、その独自領域とを問うことによって、「学際的」研究の正しい意味と役割を見出すことがある。そのためには、まづ歴史的存在そのものである「社会現象」と、それを対象とする「社会科学」との差異と関連を、専門分化の「対象と方法」として再確認することから始めねばならない。このことが、学際的研究の場を、専門性を喪失した「学問浪人のふきだまり」や「残余物の器用な拾集家のサロン」に堕落させない、いわば自己制御装置なのである。

1) A・マーシャルは、「一般化」と「単一科学の限界」についてその著『経済学原理 I』（大塚金之助訳）の序および第1編付録の中で、つぎのように述べている。「経済状態は不斷に変化しつつある。各時代はそれぞれ獨得の見方をもって獨得の問題に望む。…経済科学は徐々に連續的に発達する科学であり、又そうあらねばならぬという事実である。」「社会における人間行為の全範囲は单一の知的努力によって分析し説明するべく余りに広大・多様である。…自己の領域以外を少しも顧みぬ専門家は真正の軽重判断を過って事物を偏狭に見易い。各学科はそれぞれの周囲の諸科学と比較し類同を求め、これによって各科学の進歩に多大の光明を投ずる。」「…これらの一般化は必然一定文明形態及び一定社会発展段階に相対的でなければならぬということを説明するのみである。」

### 1. 「学際的」研究とは

社会科学は社会現象を分析する学問ないし方法であるが、その社会は、H・ケアリーの古典的定義をまつまでもなく、「人間が構成分子」であり、その「人間の姿を明らかにし、人間社会を貫く法則を発見し、その法則の適用により人間の社会的・経済的条件を改善することを目指す」ものである。そして、その社会は何らかの意味で「制度社会」なのである<sup>2)</sup>。それは、社会の成員が自己の所属する社会の存立と維持・発展のために承認した規範や慣行やルールの沈澱物なのであるが、それ自体は、社会生活の物的存在の様式と成員の意識構造との交互作用の中で、つねに環境適応的に「変革」をとげていく、すぐれて文化的・歴史的存在なのである。

社会現象が、そのような「人間社会」の産物であるとすれば、その社会の法則を科学的に明らかにする社会科学の方法なり体系は、少くとも、つぎの要件を備え、その要請に応えるものでなければならない。それは一口に言えば、その「制度」存在の必要性、有効性それに特殊性を認識し、同時にその時間的、空間的な必然性、合理性とその限界性の一般的解釈を行うことである。敷衍すれば、特定の社会がその特定の時代に、何故、そのような制度なり行為形相を必要としたか、またそれは社会目的の実現にとって果してどこまで有効であったか、そしてそれは何故そのような特殊の形をとって存在したかについての現実認識がなければならない。その上で、これらの社会現象を貫く必然性、合理性、限界性を価値選択的に一貫した体系で解釈することを意味する。社会科学が認識の学、解釈の学といわれる所似である。また、社会科学の多くが採用する「パラダイム」なるものも、この方法論的仮説の一形態だといってよい。

このような社会科学の体系は、当然に、つぎの二つを含意する。その第一は、社会科学がそれぞれの学問領域において、歴史・理論・政策の三分野をもって構成されることを意味する。歴史的存在の必要性ないし必然性の認識なくして、その有効性ないし合理性の論理的説明はあり得ず、論理的合理性の理解なくして、特殊性ないし多様性の評価なり限界への政策的対応は生れ得ない。その第二は、そのような認識・理解・評価をより客観的かつ精致化するための分析手法の専門分化（分科）である。論理実証主義は、社会科学の厳密性を保証する「社会調査方法論（仮説の検証から理論化までを含む）」（research methods）と、その精致化を追求する「計量手法」（socio-econometrics）に支えられて、この方向を強化し、より自然科学的分析への接近を課題としているようにみえる。経済学における「限界革命」なるものはこの意識的表現の一つに他ならない。しかし、そこでは好むと好まざると拘らず、現実の制度なり新しい制度の選択という価値基準を外生変数として分析の枠組から完全に排除することはできない。「他の事情にして等しければ」（ceteris paribus）という仮定は、この学問的良心の表現だといってよい。

さらに、社会科学の発展なり専門分化は、単に分析方法の発展のみならず、すぐれて分析対象

の性質、すなわち、その問題とする社会の「行為者」の主体性、行動様式それに目標の次元の「把え方」に対応する。これによって、制度の「構造と機能」の多角的分析の必要とともに、行動主体や様式における「個別と集団」それに目標や政策次元における「ミクロとマクロ」の把え方によって、そこには無数ともいえる科学の分化と組合せが可能となる。この過程は、正に「ディスプリン」の分化・独立であり、「パラダイム」の転換でもある。そこでは、同一学問領域の内的発展としての分化とともに、その独自性なり有効性を隣接・周辺の科学との間で学際的に関係づけるという形をとつて進行する。

ところで、社会科学が人間の複合的な行動を対象とする以上、上述の専門分化の成果は「総合化」ないし「統一化」される場なり領域とそれに相応しい方法をもたなければ無意味である。この必要なり方法は、「インダーディスクリナリー」(inter-disciplinary)と呼ばれ、「学際的」、「多学的」と訳されている。それは、文字通り専門を異にする研究分野の協業的作業による「より包括的理解」への前進を意味し期待している。しかし、学際的研究と銘うたれているものの実態は、問題解決の複雑性から自己の権威を守るため、問題に多角的・多面的に「光をあてる」といった回避的なものか、あるいは既存の伝統的学問では説明・理解しえない部分、つまり「残余物を極小化」するといった諦念的なものが多く、それぞれの学問が「相互作用」的に変革発展するモメントとはなっていない。

資本主義の発展、工業化の進展の過程で産業社会に登場する労働問題への対応は、社会科学史的には、社会政策から労働経済論そして労使関係論へという流れに沿って分化し、今日では、この三分化（分科）ないし領域は経済学体系における労働問題研究の不可欠の三部門として、その相互利益は承認されている。しかし、この三分化の間の内的発展が分析方法の上でどのように連関し、さらに今後の学問体系の強化なり整備の上で、その独自領域をどこに求めるべきかについては、その主柱を喪失して益々曖昧かつ便宜的なものになりつつある。この際、現代労働問題の「学際的」研究の発展のために、あえて専門分化の原点に立って、その意味と役割について考えてみる必要があるように思われる。専門分化は、対象の細分化にあるのではなく、正にその認識方法と分析体系の発展に基づく区分でなければならない。

2) H・C・ケアリー『社会科学原理』(有斐閣「社会科学辞典」)。

## 2. 必要性と必然性

～専門分化の背景～

学としての社会政策、労働経済それに労使関係を、それぞれ独立的に扱う方法論上の差異、つまり専門分化の必要性と必然性とは歴史的にみてどこにあるのであろうか。また、それらの領域を貫いている研究目的なり課題はどのように理解すべきであろうか。

「労働問題」の登場は、資本主義経済の成立と軌を一にする。この意味で、労働問題の契機は「資本と労働」との対抗関係にあり、その基底にあるものは「労働力」という生産要素の担い手をどのように再生産機構の中に把えるかにある。それは、歴史的存在としての労働者ないし労働階級の成熟を「行為者」として、制度的枠組の中にどのように取込むかによって、同じ労働問題も分析の対象と方法を異にする。しかし、そこには、「労働力」商品の価値実現（労働力の再生産）の法則なりメカニズムを生産関係の中に解くという点では共通の、一貫した研究目的をもっているのである、そこに内的発展の必然性があることを忘れてはならない。

以下、社会政策、労働経済論、労使関係論の分化の背景を、経済社会機構の中における「労働力の価値実現をめぐる行為者とその役割」の歴史的性格の変化という観点から、その内的発展の必要性と必然性としてのべることとする。

## 社会政策

社会政策という用語は、現実に存在する、或は存在した政策としての社会政策と、この政策を学問の対象とする社会政策の学との二つを含むものであるが、その用法は文脈の中で自ら明らかであろう。本稿では慣例にしたがって後者の学を、あえて社会政策として用いることとした。

さて、社会政策は、文字通り social policy (sozial politik) として政治経済学 (political economy) の系譜に分属するといってよい。資本主義の成立とその維持にとって、量的にも質的にも望ましい生産要素としての労働力の創出と陶冶が近代国家の焦眉の政策課題となる。資本主義経済の順当な再生産にとって必要な労働力を、何よりも「賃労働」として農村から工業都市に分離・定着させ、一定の熟練と職業意識のもち主としていかに陶冶するか。つまり、労働階級全体としての保全と培養が必要となる。この場合、そこで資本とは、言うまでもなく資本家階級ないし総資本であり、国家はその合理的意思を表象するものとして位置づけられる。

政策主体は、ここでは明らかに国家であり、労働者はその客体である。資本主義経済の確立期にあっては、資本はその本源的蓄積のため、できるだけ安価な労働力を過酷な条件で消費する、いわゆる原生的労働関係が一般であるから、国家の政策介入は労働者保護とりわけ工場法の成立に集中する。資本と労働との関係は支配と服従を基礎とする資本家と労働者階級との対抗関係となる。社会政策の必要性は、一方では近代的「賃労働」の創出と維持、他面では「階級的」対立への譲歩なり緩和を狙った国家の労働立法政策という形をとる。古典派経済学の人口論や賃金論の仮説である再生産費説は、正にこの段階に照応する供給サイド重視の理論だといってよい。

さらに、社会政策の型は、資本主義の発展の条件とりわけ資本蓄積の様式と賃労働の創出過程それに経営理念によって、時代により国によって多様かつ特殊なものとなる。かくして、学としての社会政策は、政策成立の過程や立法体系に対する必要性と必然性、有効性と合理性、さらに

は特殊性と限界性とを、現実と理論の両面から明らかにする歴史研究の伝統を作り上げることとなる<sup>3)</sup>。

### 労 働 経 済 論

労働経済論は、文字通り「労働」の経済学 (economics of labor) であって、その対象は、生産要素である「労働力」商品の需要と供給の関係を「市場メカニズム」によって解かうとする新古典派の経済理論の延長線上にある。経済社会の関心は最早、弱者や気まぐれな労働者ではない。そこでは既に、資本主義経済の順当な循環にとって必要な賃労働は労働市場に蓄積され、労働力の提供者はその需要者である資本ないし使用者と契約上対等の関係に立ちうる労働組合の存在を直接・間接に制度的的前提として承認する。また、政策主体と客体という「一方的関係」(unilateral) は「双方的関係」(bilateral) に移行している。そして、この市場での需給関係の中で、労働力の価値実現の機能は充分に達成されるものと予定されている。

労働経済論は、近代経済学の応用とりわけ市場=価格理論それも限界理論の展開として、これを商品市場と労働市場との間の特性分析に特化させた。それは、経済学が資源の有効配分と成果の公正分配を課題とする市場機構の機能を労働市場にも期待する。それは、伝統的な社会政策を成立させる倫理感からの解放であったといつてよい。しかし、そこには、団体交渉を前提とする「複数の」労働市場と、特定の労働市場内での移動を重視する「内部」労働市場の存在という新しい現象を合理的に説明する必要に迫られる。これは、産業・企業・地域それに職業ごとに存在する賃金格差の形成と変動の分析である。

労働経済論はまた、国民所得の形成と変動を、雇用と賃金の相関関係として重視する近代経済学とりわけマクロ経済学の参入によって、労働問題に対する理論的守備範囲をより広範にし、かつ分析手法の上でも精致化の度を高めつつある。このことは、雇用構造の変化が国民経済の動向とりわけ成長率・物価・賃金の関係として極めて重要な役割を演ずる段階に至った経済社会の反映だといえよう。労働経済論がアメリカで体系化され精致化された背景をここに見ることができる。

念をおすならば、社会政策が労働問題を社会問題として把え、労働力の価値実現を社会的強制に求めたのに対し、労働経済論はこれの実施を文字どおり市場経済の交換機能の中に期待したのである。

### 労 働 関 係 論

労使関係 (industrial relations) という労働問題の把握の仕方は、正に産業民主主義の産物である。そこでは、労働と資本という関係は、労働者ないし労働組合と使用者のそれであり、しか

も、その使用者は既に「資本と経営の分離」という実体における「専門経営者」を想定している。そして、労働力をめぐる需給関係とか、労働力の売買といわれるものの実体は、一般の商品のように、一時的な不特定者間の取引ではなく、雇用という継続的関係における労働条件の改善である。加えて、このような関係は国民経済の発展と安定の下で可能であり、また意味がある。とすれば、このような制度的条件なり労使がよるべきルールの民主的設定を可能にするための行為者は誰か、それは言うまでもなく、労働者（労働組合）、使用者（団体）それに国家（政府又は行政）を加えた「三者関係」（tri-partite）によって体系づけられる。ここに、社会政策や労働経済論の枠組みとの決定的差異がある。

ここでは、労働力の担い手である労働者は労働組合という社会制度の確固たる一員として、制度や政策の形成のプレッシャー・グループであるだけではなく、企業なり経営のパートナーとして成熟している。この段階は、産業民主制が、職場・企業・産業それに国民経済の各レベルにまで浸透し、政府は労使の自主的な制度やルールづくりに対して必要な法的措置を講ずるとともに、行政指導という形で労使共通の目標なり、共同行為の実現に調整的、ときには促進的役割を演じている。この段階は、産業さらに国民経済の発展と安定にとって、労使の産業平和のための制度やルールやの在り方が決定的に重要なことの反映である。そして、この制度やルールの形成は、その行為者の性格とともに、その産業や国民経済の環境条件によって、多様かつ多元的であるという特殊性が存在する。労使関係論の枠組みは、工業化や経済開発の過程にみられる多様性や特殊性の中にその機能合理性を見出し説明づけようとする、国際比較の現実的必要性が既に一般化していることを裏づけるものといってよい。

以上のように、資本主義社会の労働問題の分析を課題とする三部門は、労働力の価値実現をめぐる「行為者」とその関係の考え方によって、そこに専門分化の岐路があった。社会政策にあっては、行為の主体は「上からの」国家たゞ一者であり、労働経済論にあっては、労働者と使用者の二者が対等の行為者としてその主役を演ずるものと想定される。そして、労使関係論にあっては、制度づくりの当事者は、労・使・政の三者の相互作用として見えられる。しかも、ここでの政府は、建前としては「下からの」援助者なのである。もちろん、これらの行為者ないし主体の考え方は、経済学、社会学、法律学それぞれに一つの抽象ではあるが、歴史的実体に対応した方法なのである。

3) 例えば「社会政策を学ぶ」（有斐閣選書）では、社会政策を「資本制国家の政策であり、労働者階級のはげしい自助要求、もしくは相互自助要求に対する国家的対応策」と規定した上で、その各章構成を「社会政策の理論と思想」、「社会政策の歴史的展開とその理論」、「日本の社会政策」の3つに分けていく。また、この伝統は、社会政策学会の第50回（1975年）の共通論題「日本における労働問題研究の方法」（社会政策学会年報「労働問題研究の方法」所載）の中にもみられる。

### 3. 有効性と合理性

#### ～専門分化の体系～

労働問題の研究が、社会政策から労働経済論へ、そして労使関係論へと専門分化してきた歴史的背景とその内的関連を「行為者」の性格の考え方を中心に見てきた。それでは、これらの三部門は、現実問題の認識・理解・評価の上で、どのような独自の分析方法を体系化し、また、それがどこまで有効であったか。つまり、現実の労働問題への制度的対応にみられる必要性と必然性を、理論的に認識・解明・評価するための有効にして合理的な独自の分析体系が、どこまで専門分化によって得られたか。いわば専門分化による学問体系のメリットが問われねばならない。この問題は、もちろん日本の問題状況の検討にあるが、それに先立って、日本の学会が強く影響をうけ、またうけつつある、いわば宗主国ともいえる欧米斯学の成立と発展の系譜に則して進めるのが適当であろう。

## 社会政策

学としての社会政策の形成と体系を論ずる場合には、戦前のドイツ社会政策学会の実績を無視できないことは常識となっている。もちろん、社会政策の起源や政策実体は何も戦前のドイツに限られたものではない。むしろその原型は、限定されたものとはいえ、既に19世紀初頭のイギリスの「工場法」に、さらにこれに先立って、生産的人口を創出することを目的とした「救貧法」の形で存在する。しかし、現実の政策と学門ないし学会の動きが対応的であった点で、ドイツ社会政策学会はユニークのものであった。

さて、戦前のドイツ社会政策は講壇社会主义の名のとおり、A・ワーグナーや、G・シュモーラーなどの学者の主張を裏づけに、国家の政策として打ち出された。それは、社会政策の目標が「分配的正義」や「国家社会主义」といった社会改良にあったのに対応して、対象領域も直接の工場法のみでなく、租税政策、中小企業対策、農民問題さらに住宅問題など、当時の新しい社会問題を広く包括したものであった。

この伝統をうけた戦前（戦後20年代を通じて）の日本社会政策学会の主流は、マルクスの資本論の影響もあって社会政策をもって「窮乏化法則」を阻止する労働者階級の斗争に対する譲歩的制度化と規定した。このような本質規定は、日本の工場法案（労役法、徒弟契約法、工場規則）が1882年（明治14年）に立案に着手されながらも、1913年に「工場法」として施行される迄に実に約30年を経過している事実を想えば首肯できるものである。学会の活動は、その後もドイツ社会政策学会の影響をうけて、その研究領域は、正に社会問題全般に及ぶ広範なものだったといってよい<sup>4)</sup>。

戦後は、社会政策の本質をもって「総資本による労働力の保全と培養」とする、大河内一男教授の「生産力説」が社会政策の経済理論として主導的役割を演じ、それ以降、社会政策論争は、主としてアメリカの労働経済論の枠組によって理論の再構成ないし体系化が進展することとなる。大河内教授の『社会政策』（総論）では、「社会政策の対象とその主体」、「社会政策の方法と概念」、「労働力の創出と獲得」、「産業革命と労働階級」、「労働者組織と社会政策」、「社会政策の立場と構造」など、主として本質規定を導くための歴史的考察におかれているが<sup>5)</sup>、各論に当る著作では、失業・賃金・労働時間・労働組合などを柱に日本の特性規定を中心にを論じており、そこでは明確な「労働市場論」の分類はみられないものの、今日の労働経済論の体系に近いものとなっている。

なお、今日では、社会政策の学問体系を総論的ないし概説的に扱った書物は極めて限られており、その多くは、雇用・失業・賃金論・労働組合（運動）論を基本的枠組として、個々の合理化、技術革新、所得政策、社会保障などとの関連を論ずるのが普通である。しかし、社会政策の学を、その成立・発展の歴史として把え、各国の特性を経済社会の特性分析の上に比較するという経済史学の伝統は根づよく残されている。

## 労 働 経 済 論

労働経済論の体系的展開は、第二次大戦直後、アメリカの経済学者 R.A. レスターおよび L.G. レイノルズによって確立され、1950年代までに定着したといってよい。それ迄、労働移動、賃金構造、労働組合（組織・運動）、団体交渉といった個別の研究テーマで蓄積してきた経済学分野での成果が “Economics of Labor”<sup>6)</sup> ないし “Labor Economics and Labor Relations”<sup>7)</sup> として集成されたといってよい。

この場合、労働経済論の基本的分析枠組が「労働市場」の理論におかれていることは、労働経済論が経済学の特殊分野として、労働力資源の有効配分と所得の公正分配という基本命題を、市場における価格メカニズムの応用として労働市場分析に展開しようとする立場からは当然のことであるが、そこでは、既に自由な労働移動と団体交渉による賃金決定が、市場メカニズムの実体として一般化していたことを意味する。レイノルズ教授が編者となっている “Readings in Labor Economics and Labor Relations”<sup>8)</sup> (第2版1978) によれば、第1部「労働供給」、第2部「労働市場と失業」、第3部「賃金率」、第4部「差別・貧困」、第5部「労働運動」、第6部「団体交渉」、そして第7部「特殊問題」（公務員問題と公共政策）という構成をとっている。なお、教授は上記の第1部から第4部迄を労働市場論、第5部から第7部迄を労使関係論と、さらに大ぐくりに区分している。

ところで、日本における体系的な労働経済論は、「社会政策から労働経済論へ」というキャッ

チ・フレーズで、1950年代の後半、隅谷三喜男教授によって展開されたといってよい。教授は、ドイツの社会政策、アメリカの労働経済論の歴史的・理論的検討をふまえた上で、労働経済論への分化発展の必然性について、「そもそも、労働問題が存在して、社会政策がこれに対応するわけだから、社会政策論を基軸にして労働問題を研究しようというのは、本末を顛倒」しているとする。そして、現実に存在する労働問題を解明する理論そのものを「賃労働の経済理論<sup>9)</sup>の中に求めるべきだとした。教授は、この賃労働(Lohnarbeit)の再生産図式を「資本と賃労働」それぞれの循環図式の交互作用に求め、それが労働市場、労働過程、賃金、消費生活過程などとして把える。なお、教授は、労働経済論は、労働市場論と労働組合論を二支柱として体系化されるべきだと述べている。

今日、日本の労働経済論の体系は、アメリカ労働経済論の骨組と殆んど同様に、労働市場論を基本に、これを出発点におき、その需給関係のメカニズムを労働組合、賃金、団体交渉、労使関係で内容づけるという構成をとるのが常道である。と同時に、研究の動向は、現実認識のための実証研究が先行しなければならないこと、また、労働の需給関係を「雇用と賃金」として国民経済全体の中に把えるという志向を強めている。正に、この点では、計量経済学会労働部会の感ずらある。

なお、アメリカの場合にも日本の場合にも労働経済論の体系の中には労使関係論をふくめているが、このことは、労働の需給関係の構造そのものの中に、労働組合の機能や団体交渉の作用を労使関係として包含すべきことを承認したものであるが、このことは、後述するように、労使関係制度それ自体の構造・機能分析とは別であることに注意しなければならない<sup>10)</sup>。

## 労使関係論

労働経済論は、市場における需給関係の分析に労働組合と団体交渉の作用を採入れたが、それを承認する労使関係制度そのものの形成メカニズムについての分析には立入らなかった。それは、いわば与件であり外生変数であった。労働組合の交渉力なり団体交渉圧力がどのような労使関係制度の下で展開されるかについては計測の範囲をこえる問題であった。この問題を経済社会のサブ・システムとして、労使関係が現実に展開されている制度的条件、あるいは労使が相互に演ずる役割なり拠るべきルールの形成が、いかなる必然性と合理性と特殊性をもつかの分析枠組を提示したのが有名なダンロップ教授の「労使関係制度要因仮説」である。この理論は、第二次大戦直後から共同研究の形で進められてきた「工業化過程と要因」の比較研究<sup>11)</sup>において、工業化の原理、例えば資本蓄積、技術、市場、工業労働力などの基礎条件は収斂するものの、それを有効に機能させる諸制度は、文化的・歴史的・政治的条件とりわけ工業化のエリートの性格によって、多様な過程と類型が存在するという現象を、「ルール形成の制度要因」として理論化した

ものである。

この労使関係制度の形成要因の分析は、その代表作である『労使関係制度』(Industrial Relations Systems)<sup>12)</sup>の中で展開されるが、その骨子は、労使関係制度の形成と運用には、誰が主体的「行為者」(actors)として参加しているか、どのような経済的（技術的）、社会的そして政治的な「環境条件」(contexts)の下での目標達成を課題としているか、どのような社会的価値観なり「イデオロギー」に支えられているかによって、そこに、これらの要因の、いわば関数としての「ルール」(rules)が形成され、その多様性の中に機能合理性が貫徹されているというものである。このモデルは、歴史、文化、経済発展段階を異にする国々、それに産業間の労使関係制度の国際比較に適用されるという極めて実践性の高い理論となつたのである。

この「三者関係」の行為主体を前提とする労使関係論は、その展開過程で、経済学はもとより、社会学、経営学、心理学、法律学、行政学、財政学それに文化類型学といった分野からの学際的参加の場となっている<sup>13)</sup>。そして、とくに、この労使関係制度要因の分析方法は、多元的に存在する制度なりルールの形成の必然性なり多様性を機能合理性として理解し評価するという研究姿勢を生み、国際交流、経済開発とくに多国籍企業研究にも幅広く応用されている。

以上のように、社会政策、労働経済論、労使関係論は、労働力の価値実現のメカニズムの解明を目的に、それぞれが独自の仮説と分析方法をもって理論の体系化と政策提言を行ってきていたが、これらは今後、どこ迄独自の領域と分析方法をもつ明確な主柱に支えられた専門分化として、学際研究に寄与しうるであろうか。

- 4) 日本社会政策学会（戦前）資料の分類によれば、学会の研究課題はつぎのようである。「工場法と労働問題」、「職制問題」、「小工業問題」、「婦人労働問題」、「小農保護問題」、「生計費問題」、「労働争議」、「移民問題」、「労働保険」、「市営事業」、「官業保護会社問題」、「賃金制度」、「収益分配制度」
- 5) 大河内一男「社会政策論の史的発展」（有斐閣1972年版）および『社会政策（総論）』（有斐閣1949年版）参照。なお、これらの研究の基礎は、かの名著『独逸社会政策思想史』（日本評論社1936年版）にある。
- 6) R. A. Lester, *Economics of Labor*, 1941.
- 7) L. G. Reynolds, *Labor Economics and Labor Relations*, 1954.
- 8) L. G. Reynolds, S. H. Masters, & C. H. Moser ed., *Readings in Economics and Labor Relations*, 1978 (2nd ed.) なお、第3版（1983）では、第2版の序に引用した Phelps-Brown の「労働分析の要具は、経済学のマクロとミクロの方法から成る」とする立場にかえて、「労働市場の理論と実践」を設け、さらに人的資本、内部労働市場、女子労働、高学歴者失業などの項目を加えている。
- 9) 隅谷三喜男『労働経済論』（筑摩書房、1976 p. 50 および「労働問題研究の方法」（社会政策学会年報 第20集1976年）参照。社会政策と労働経済論との「対象と方法」が、ここで徹底的に討議されている。
- 10) 1950年代までは、アメリカでも労使関係は、labor-management relations または labor relations とされており、これが industrial relations として定着するのは1960年代以降のことである。
- 11) C. Kerr, J. T. Dunlop, F. H. Harbison, C. A. Myers, *Industrialism and Industrial Man*, 1960 (『インダストリアリズム』東洋経済新報社1963)
- 12) J. T. Dunlop, *Industrial Relations Systems*, 1958, 本著は残念乍ら邦訳がない。1975年版で教授は、

ルールの形成に影響する要因を国民経済レベルの政治的、イデオロギーの面から強調するだけでは不充分で産業レベルの比較を、技術・市場の詳細な検討が必要である。それに労働者とその組織、経営者、政府機関（governmental agencies）の関係を、産業・職場のレベルで扱わなくては国際比較は有効に行なわれないと述べている。また多国籍企業（multi-national firms）や国際的労使関係が既に分析の視野にあることを付記している。

- 13) 日本労使関係研究協会（JIRRA）は、労働問題に関する学際的研究組織として1968年、International Industrial Research Association の下部機構として設立された。

#### 4. 特殊性と限界性

##### ～新たな課題と役割～

現代の労働問題に対処するため、その事実認識を基礎に、その原理なり法則を見出し、これを政策への橋渡しとするために専門分化している社会政策、労働経済論、労使関係論は、今日、めまぐるしく変化する内外環境の中で、何が新たな課題であり、これを分析するために今迄の仮説なり体系がどこまで有効かつ合理的でありうるか。つまり、現実の特殊性が新らしい形に変化していく過程で、既存の学問体系なり理論の限界性をどのように認識しているのか。ここでは、社会政策、労働経済論、労使関係論のそれぞれの領域において、今日の中心的テーマと課題に対して、理論なり学問体系の再構成がどのような方向性で議論されているかをみるとこととする。

一般論的にいえば、これらの三部門は、今日、事実認識なりその集積のための実証的研究が何よりも重要であるという現実的姿勢をとっており、このため研究対象は相互に重複し交錯しており、独自領域の課題に境界線をどこにひくかということは現実的ではない。問題は、これらの研究課題にどこ迄独自の方法をもって取組み、隣接ないし周辺科学との学際化を図りうるかにある。それは、現実問題の炉過装置である分析体系のリファインに他ならない。

### 社会政策

社会政策の本質論争は、昭和20年代末をもって、その中心課題たる性格を終了した。労働経済学や労使関係論の実証研究が進む中で、社会政策の本質論から現実を解釈したり、また是非を論ずるという方法がいかに非生産的であり、逆に現実認識の中から、いわゆる「中間範囲の理論化」を図るという実証研究の地位が確立した。しかも、日本の産業社会の質的ないし構造変化という新らしい事態や局面に対する現実政策への対応が求められるに至った。とくに、経済発展計画や技術変化の雇用・賃金との関係が、単にその定性的影響のみでなく、計量的に予測されるに至って、伝統的な社会政策の理論的役割は低下する。情報化の進む中では、このような機能は、諸官庁や企業からの一次的資料を、いかに豊富にかつ早急に入手する機会をもつかに左右させるといってよい。したがって社会政策に残された本来的研究課題は、環境条件の変化による雇用、

労働条件、労使関係へのインパクトに対し、労働組合は、この過程でどのような役割を演じておらず、それが公共政策をどのように方向づけているかを明らかにすることであった。

社会政策の原点を「労働保護法、社会保険および労働市場の近代化を目的とする各種の立法体系を一方の軸とし、労働組合の公認や労使関係の民主化を目的とするものを他方の軸」<sup>14)</sup>とするという立場からすれば、社会政策の独自の研究課題は、労働組合の公共政策へのインパクトなり有効性を、その構造・機能面からリファインすることだといってよい。既に労働基本権は労働三法を中心実現されており、労使関係の民主化もそれなりに定着しつつあるとすれば、社会政策研究の焦点は、合理化、技術革新、高令化・高学歴化、女子労働の増大といった雇用構造の変化、を背景に新たにみられる雇用不安や労働環境の悪化、生涯に亘る福祉や所得保障といった問題を中小企業、未組織分野、公共部門を含めて、国際的視野に立って、労働組合運動と公共政策との間の必然性、合理性、限界性として分析し評価する理論モデル<sup>15)</sup>を構築することだといってよい。それは、ソーシャル・ポリシー・アンド・アドミニストレーション(Social policy & Administration)ともいべき分野である。

この社会政策の対象と方法に関連して注目される研究として、イギリスの社会学者J・H・マーシャル教授の「20世紀英國における社会政策」<sup>16)</sup>と、経済企画庁編「総合社会政策を求めて」の二つをあげることができよう。

まづ、対象を重視したマーシャル教授は、序説一社会政策とは何か、の中で、「他の諸政策が追究しない“社会”的政策だけが追求する対象」こそが、目的それ自身の性格からみた社会政策の目指す対象だとしている。そして、「社会政策は、経済政策がそれ自身によっては達成できない成果を達成するため経済体系の作用に取ってかわり、あるいは補い、修正するため、政治力を利用するものであり、そうすることにより、経済政策は公開市場における諸勢力によつ決定される以外の諸価値によって導かれる」とする。教授は、その実現方法として、1) 所得維持の意味での社会保障、2) 保健医療、3) 社会福祉ないし個人的社会サービス、4) 住宅政策などをあげている。このことは、現代の社会政策が「ナショナル・ミニマム」の実現を、福祉ないし社会保障を中心に再構成されるべきことを強調したものである。

つぎに、企画庁に設けられた「総合社会政策基本問題研究会報告書」である『総合社会政策を求めて～福祉社会への論理』<sup>17)</sup>では、総合社会政策を「家族・コミュニティ、階層と社会移動などの『関係的資源』および余暇、価値観、意識、文化などの『文化的資源』をも含む広い意味でのトータルな社会システムを対象とする政策」であり、「社会均衡、社会成長、社会的最適への接近をめざし、もって国民生活の向上ないし福祉の確保を図るための総合化された政策体系」と規定する。そして、これが「社会全体の企画」を表わす範囲と水準で行なわれたときに総合社会政策と名づけられるとし、そのためには、1) 政策研究の総合化、2) 政策目的間の総合化、3) 政

策主体観の総合化、4) 政策手段間の総合化、が不可欠の基盤だとする。この提案は、日本の労働問題研究の諸学会の学際研究の在り方について重要な意味をもっている。ただ、この提言が、社会政策学の内部からではなく、経済学や社会学の研究者を中心になされているのは何故であろうか。

### 労 働 経 済 論

1950年代に定着したアメリカ労働経済論も、ベトナム戦争、国際競争力の低下、持続的インフレなどのアメリカ経済社会の矛盾が露呈した1970年代に入って、ラジカル・エコノミックスの勃興も手伝って、その課題も方法も大きく変化した。この間の事情について島田晴雄教授の『労働経済学のフロンティア』<sup>18)</sup>が誠に豊富な文献を用いて体系的分析を行っている。これによれば、アメリカ労働経済学界は、その時々の政策的課題に多大な知的エネルギーが注がれ、しかもそこでは多額の研究費を要する実証研究が計量分析を主軸に展開された。しかし、政策課題が、一方で、労働者の生活保障と分配の公正化、他方で、人的投資と競争原理の強調といった二面作戦を反映して、労働経済論の研究対象もそれだけ多面化している。島田教授は、アメリカの学会の動向を日本の現状に投影した場合、課題とすべきテーマを、次のように整理している。それは、1) 人的資本理論、2) 雇用慣行と雇用行動、3) 所得保障と労働供給、4) マンパワー政策の理論、5) 労働市場の階層構造と競争機能、6) 労働組合運動と賃金決定、にあるとしている。

ところで、日本の労働経済論の研究課題と分析方法は、1970年代に入ってアメリカの研究動向にとくに強い刺戟と影響をうけている。それは、計量分析への傾斜と、政府の雇用・所得政策研究への積極的参加であり、これによって独自領域の有効性を裏づけようとする姿勢がみられる。具体的には、社会経済発展計画や所得政策研究における雇用・賃金・生産性・物価問題、産業構造変化や技術革新の雇用量や雇用構造へのインパクト、賃金変動と労働組合の交渉力、労働時間短縮と雇用など多彩を極めている。そして、これらは何れも計量手法を援用して、既存の理論の検証なり修正の形をとっている<sup>19)</sup>。しかし、中には、常識的な判断や見透しを態々計量的に説明するにすぎないもの、また、計量分析の背後にある制度の構造面を無視した機能分析的結論など、将来方向への洞察が果して充分であるかについて疑問を懐かせるものも少くない<sup>20)</sup>。とはいえ、これらの計測なり予測が、労使のリーダーや政府の政策行動にとって一つの外圧的目標ないし世論形成の役割を演じていることは、それ自体注目されてよい。

### 労 使 関 係 論

アメリカにおける労使関係研究の状況は、IRRA (Industrial Relations Research Association) の研究報告 (proceedings) や特輯号 (publication) によって、その動向を系統的に追う

ことができる。一般的にいえば、アメリカの労使関係論の課題は、利潤追及を基本とする企業行動と労働条件の安定確保を追及する労働組合運動とが、経済社会環境の変化の中でどのように制度的に対応しうるかを団体交渉の機能を中心に分析することにあるといってよい。この点を1960年代以降についてみると、合理化ないし技術革新、高令化と女子労働の進出の問題を雇用保障および所得保障の面から追及するものである。加えて、不況下の労使関係、時間短縮や労働運動の国際化、公共部門の労使関係といった過渡期を意識したものである<sup>21)</sup>。しかも、これらの研究業績を10年毎に主要項目について回顧、反省するという形をとり<sup>22)</sup>、研究の連続性を意図している。

アメリカの労使関係論の特徴は、現実の多様な対応を追及する一方で、これを統一的に説明する原理を共有していることである。例えば、時間賃率から月例さらには年間所得そして生涯所得の重視、雇用延長と早期退職制度やフリンジ・ベネフィットの整備、雇用保障、生産性協定、二重賃率協定といった労働組合の弾力的対応や新制度の導入を、労働組合運動論や団体交渉理論としてどう概念構成するかといった点にみられる。“Lifetime income profile”（生涯所得比較），“Consumption Values”（消費の価値基準～これは従来の More and More に替るもの～）、Quality of work life（労働の人間化），“Concession Bargaining”（譲歩交渉）など<sup>23)</sup>がこれである。なお、情報共有なり合意形成にとって中央ないし地方の議会における各種の調査委員会の報告書などの果す役割は注目されてよい。

日本の状況も可成りアメリカのそれに似している。とくに、雇用安定（定年延長、高令者雇用促進、女子雇用機会、再訓練など）、技術革新と労使関係（配置転換、事前協議、経営参加）、労働時間短縮といった問題は、労使の自主決定が建前であるが、政府が立法化によって、また行政指導や勧告といった形で環境づくりを行う分野が増加している。加えて労使関係研究の国際比較の進展ないし日本企業の海外進出を背景に、いわゆる「日本の労使関係論」の再構成や移植可能性が論じられている。それは、理論的には「収斂」仮説の展開ないし検証が意識されている。そして、この過程では、国際的な基準ないし用語によって説明しようとする努力もみられる。しかし、産業構造の変化、長期経済停滞、高令化の急速な進展、女子雇用の増大、それにME革命といわれる技術革新など、いわば複合的同時的進行に対して、終身雇用・年功賃金・企業別組合を一体的に把える「日本の」労使関係はどのような道を選ぶであろうかについては、これに代る確たるイメージは今のところ存在しないように思われる<sup>24)</sup>。

現実の労使の対応は、制度そのものには拘らず運用面の弾力を次々に新らしいサブ・システムとして創出しているようにみえる。理論は、この実態の整理に追われているといってよいが、対応を方向づける共同規制や協調的、参加的意思決定のメカニズムを「ネオ・コーポラティズム」（政労使による協調的協議体制）として国際的尺度で把えようとする仮説には説得力があ

る<sup>25)</sup>。

- 14) この定義は『岩波小辞典、労働運動』第2版による。
- 15) 戦後イギリスの「ソーシャル・ポリシー」の理論については、R. M. テイトマスの概念モデルがあげられる。それは「ナショナルミニマムの維持向上を基本」とする概念構成、すなわち、1) 残余福祉、2) 産業業績達成モデル、3) 制度的再分配モデルである（小山路男「ソーシャル・ポリシー論について」（大陽寺順一教授還歴記念論文集「社会政策の思想と歴史」千倉書房1985年、所載）。
- 16) T. H. Marshall, *Social Policy in the Twentieth Century*, 1975 (岡田訳「社会政策」相川書房)
- 17) 『総合社会政策を求めて—福祉社会への論理』(経済企画庁国民生活政策課編、1977年) この報告書では、研究会の目的について「1) 資源・環境の制約、経営の安定成長への移行などの経済的条件の変化、2) 高学歴化、高令化、高密度化などの社会的条件の変化、3) 国民意識、価値観の変化などの経済社会環境の変化、が予測される中にあって、これらに対応した国民生活の安定と質的向上を確保していくためには、国民生活政策の総合的展開が要請されるとの認識の下に、各種政策を総合的体系的に推進するに当たっての理念・手法などに関する基本的な諸問題について、幅広い視点から研究を行うことにあつた。」とする。
- 18) 島田晴雄「労働経済学のフロンティア」(総合労働研究所、1977) 参照。
- 19) 雇用と賃金に関するマクロ的計量分析は、その殆んどが「フィリップス・カーブ (A. W. H. フィリップス) の検証ないしは、それの日本への適用のためのモデルの修正という形をとっている。
- 20) 拙稿「『賃金予測』の政策的含意」(日本労働協会編「日本の労使関係」1975年、「いわゆる『賃金関数』について」同、1976年、「計量手法による賃金変動分析の再検討」(日本労働協会雑誌1983年1月) 参照。これらは、いづれも賃金変動における制度的前提すなわち「春闘」を労使の交渉力としてどのようにみるかを論じたもの。
- 21) 1984年度のIRRAの共通論題は、つぎのようなものである。1) *Impact of the world Recession on Labor Relations: inter country comparisons*, 2) *The Industrial Relations system in Transition: Findings of Three-year study*, IRRA, Proceedings of the Thirty-seventh Annual Meeting, Dec. 28-30, 1984.
- 22) 例えは、IRRA, *Review of Industrial Relations Research*, 1970, *Industrial Relations Review and Appraisal*, 1980 および *U.S. Industrial Relations 1950-80: A Critical Assessment*, 1981.
- 23) Jack Barbash, *Consumption Values of Trade Union*, 1972 および *The 1980's-A New Era in Industrial Relations?* IRRI, Univ. of Wisconsin, 1983.
- 24) フォーラム「日本の雇用・賃金慣行のゆくえ」(日本労働協会雑誌、1977年4～6月号), シンポジウム「日本の労働問題」(同、1984年8月号) および、学界展望「労働経済学研究の現在」(同、1985年3月号)
- 25) 稲上毅「技術革新と労使関係」(日本労働協会編「日本の労使関係」1985年参照)。

## む　　す　　び

「労働問題」への対応の論理を、その必要性と必然性、有効性と合理性、そして特殊性と限界性として、これを体系的に認識・解釈・評価する「学としての」社会政策、労働経済論、労使関係論の専門分化の内的連関と独自領域をどこに求めるべきかを探ってきた。「労働問題」の分析体系は、社会政策の労働経済論や労使関係論への専門分化によって完成するものでもないし、まして、その間に優劣を論すべき問題でもない。それは、資本主義経済機構の中での「労働力」の

価値の実現方式をめぐる「行為主体と役割」の考え方を異にする専門分化なのである。

社会政策は、すぐれて「政策の経済史学」として、労働経済論は、「労働の市場理論」として、また、労使関係論は「制度の経済社会学」として特化することによって、相互に、それぞれの学問体系の進化に貢献してきた。労働経済論は、市場機構の成立要件を社会政策の経験の中から学ぶとともに、それを支える制度の構造機能分析を労使関係論と対応させ、これを包摂することによって、市場理論をより現実的なものとする。労使関係論は、その制度やルールの機能合理性を社会政策の歴史研究によって裏づけるとともに、その有効機能の範囲を労働経済学の方法によって認識する。こうして、これらの学問領域の課題は、社会政策は労働者保護の現代的枠組みであるナショナル・ミニマム実現の歴史的「監視者」として、労働経済論は経済齊合性実現のための国民的合意形成の理論的「推進役」として、労使関係論はその選択的対応を制度的に方向づける政策的「調停者」としての役割を演じうるであろう。

「学際的」研究とは、単に周辺・隣接領域からの情報の寄せ集めの場でもなく、また、それぞれの分析死角を埋めるための「器用な拾集家」として自らを変身させることでもない。むしろ、自らの分析枠組みをリファインするための触媒を他分野から吸収して、これを自己展開的に止揚(aufheben)させていく過程でなければならない。

#### 付 記

標題の「学としての」という用語は、社会政策史の常識としては、戦前ドイツの「講壇社会主義」的な学問態度や「正義感情」に対して、マックス・ウェーバーやA.アモンが没価値性や客観的科学性として批判した表現<als Wissenschaft>と同義語に用いたものではない。これは、政策や制度それに関係者の対立・協調を含む「現実存在の労働問題」と、これを研究対象とする専門科学である「労働問題研究」とを区別するために、後者に対して用いた表現である。したがって、文中の「必要性・有効性・特殊性」の文脈は前者に対する認識体系として、「必然性・合理性・限界性」のそれは後者に対する分析体系として、両者を常に対応的に把え、専門分化の内的連関と独自領域の追求を試みたものである。